イノシシ等被害防止対策設備購入事業費助成申請しおり

イノシシやハクビシン、カラス等による農作物の被害を防止するため、電気柵等の被害防止対策設備を購入する方に助成を行います。

対象　～以下の条件を満たす方～

〇市内の耕作している農地（田・畑）に電気柵又は防獣（防鳥）ネット、その他イノシシ等による被害を防止するために有効と思われる設備を設置する個人、法人または集落を基本とする3戸以上の集団。
〇市税の滞納がない方
〇設置した電気柵、防獣ネットその他イノシシ等による被害を防止するために有効と認められる設備を適切に管理し、必要に応じた修繕及び不要となった際の撤去ができる者
※家庭菜園や耕作を行っていない休耕地に侵入防止柵を設置する場合は、助成金の対象となりません。

※申請は、年度内１回限りとなります。
※年度内に購入したものは、必ず当該年度内に助成金の申請を行ってください。年度を超えて助成金の申請をすることはできません。

助成対象設備

電気柵、防獣（防鳥）ネット、ワイヤーメッシュ、トタン板等（支柱等を含む）

助成金額

個人・法人
設備資材購入費の3分の２以内（1千円未満の端数切捨て）で、限度額は12万円。
集団
設備資材購入費の3分の2以内（1千円未満の端数切捨て）で、限度額は共同申請人数×3万5千円。

申請から交付までの流れ

１．電気柵等の侵入防止柵を購入し、農地へ設置します。
２．必要書類を添えて農政課へ提出します。
３．農政課で審査・現地確認後、助成金交付決定通知を送付します。
４．助成金交付請求書を農政課へ提出します。
５．助成金を交付（指定口座へ振込）します。
※予算には限りがありますので、申請前に一度ご相談ください。予算が上限となり次第、受付を終了する可能性があります。

必要書類

□助成金交付申請書(住民票上の住所をご記入ください。)
□同意書
□助成金交付請求書
□電気柵等の資材購入にかかる領収証（写し可）
□購入資材設置後の写真
※本体及び全景を撮影してください。電気柵の場合は、危険表示板も撮影してください。
□印鑑（シャチハタ不可）
※申請書提出の際は、必ずお持ちください。
□通帳(助成金の申請者名義の通帳)
□電気柵安全確保チェックシート

※裏面の注意事項も必ずお読みください

注意事項

領収証は、①のような内訳のわかるものをご提出ください。②のような、内訳のない領収証を提出される場合は、必ず③のような送り状や納品書等の内訳のわかる書類を添付してください。内訳のない②のような領収証のみを提出されますと、助成金が交付できない場合があります。

領収証の宛名は、フルネームで申請者と同一名義としてください。

① ホームセンター○×
ー領収証ー
太田　太郎　様

令和6年4月1日

電気柵本器
39,800円
電気柵コード
14,000円

ポール　3,500円

合計　57,300円
(内税額5,730円)

切る

ポイント対象
今回発生ポイント573点

※ポイント欄は,お切りいただき,見えないようにして、ご提出ください

② ー領収証ー

太田　太郎　様

57,300円
但し、電気柵代として
上記金額を領収致しました
令和6年4月1日
○×ホームセンター

③ 送り状

太田　太郎　様　住所　常陸太田市金井町○×

電気柵本器	39,800円
電気柵コード	14,000円
ポール	3,500円
合計	57,300円 (内税5,730円)

侵入防止柵の設置について
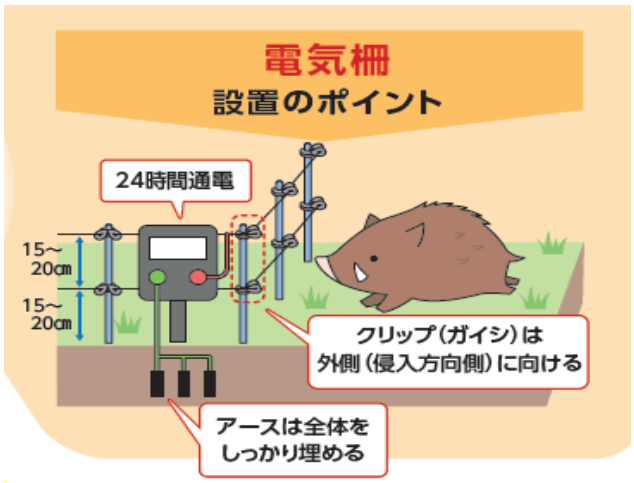
電気柵やワイヤーメッシュ等の侵入防止柵は、正しく設置しなければ、効果が発揮されません。ポイントをおさえた効果的な設置と維持管理で被害防止に努めましょう。また、電気柵は、電流を流さなければ効果がないことから、設置後は通電させてください。通電させず柵線のみを設置している場合は、助成金の対象とならない場合があります。